

# 過去に日本学生支援機構貸与奨学金を受けていた方へ 「在学猶予願」の提出について

**在学猶予を申請しない場合、貸与終了後7か月目に返還が始まります。**

**対象者** 下記の全てに該当し、在学中の返還猶予を希望される方。

✓ 日本学生支援機構奨学金を**貸与終了済の方(辞退含む)**

✓ **進学・留年等により2025年度に(引き続き)本学に在学する方**

※ 標準修業年限を超えて在学する方は、毎年提出が必要です。

※ 2020年4月以降に適用可能な在学猶予期間は通算10年間までとなりました。

**手続き** スカラネット・パーソナル(スカラPS)から「在学猶予願」を提出

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



スカラ PS

● **学校番号: 104013-01**[法科大学院以外] **104013-60**[法科大学院]

## ●入力項目

	在学(猶予)年数・月数	願出事由
新たに大学院に 進学した方	在籍する課程の標準修業年限を入力 (例: 修士課程は通常2年)	「 <b>進学</b> 」を選択
	※ 予約採用の場合、「進学届」提出時に以前貸与を受けた奨学生番号を入力すれば、「在学猶予願」を提出しなくても標準修業年限まで返還期限が猶予されます。	
標準修業年限を超えて在学している方	「 <b>1年0か月</b> 」と入力 <b>事情にかかわらず1年ごとに提出</b>	休学・留学等の事情にかかわらず 「 <b>留年</b> 」を選択
貸与辞退した方	標準修業年限までの年月数を入力 (例: 学部2年終了時で辞退した場合、「2年0か月」)	標準修業年限内であれば 「 <b>辞退</b> 」を選択

## 提出時期

貸与終了(予定)時期	提出時期
2025年3月以前	<b>今すぐに手続きをしてください</b> (既に返還が始まってしまった場合/延滞状態となっている場合は至急、日本学生支援機構(0570-666-301)に相談してください。)
2025年4月～2026年2月	貸与終了の翌月以降に手続きを行ってください。 詳細は貸与終了時にご案内しています。
2026年3月	2026年4月(以降) ※貸与終了までは手続きできません。

## 問合せ先

一橋大学学生支援課奨学事業係(国立西キャンパス本館1階)※窓口は月～金(祝日を除く)8:30～17:15

E-mail: [scholarship@ad.hit-u.ac.jp](mailto:scholarship@ad.hit-u.ac.jp)

(2025.5)